

今治市防犯対策機器設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、犯罪を未然に防止するため、防犯対策機器を購入し、市内に所在する居住用建物又は事業用建物若しくはその敷地に設置した者に対し、その費用の一部について、予算の範囲内において今治市防犯対策機器設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市民の防犯意識の向上を図り、もって安全で安心して暮らすことのできるまちの実現に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和8年7月1日から令和9年2月1日までの間に、次の各号に掲げる防犯対策機器を市内業者から購入し、市内に所在する居住用建物又は事業用建物若しくはその敷地に設置するものとする。

- (1) 屋外防犯カメラ（次に掲げる全ての要件を満たすものに限る。）
 - ア 屋外を撮影対象とするもの
 - イ 録画機能を有するもの
- (2) モニター付きインターホン及び屋外人感センサーライト（次に掲げる要件を満たすものに限る。）
 - ア モニター付きインターホンにあつては、来訪者を映像により確認できる機能を有するもの
 - イ 屋外人感センサーライトにあつては、人の動きを感知し、自動的に点灯する機能を有するもの
- (3) 鍵付き固定型宅配ボックス（次に掲げる全ての要件を満たすものに限る。）
 - ア 不在時に荷物を受け取ることができる機能を有するもの
 - イ 鍵付き又はダイヤルロック付きで、盗難防止機能を有するもの
 - ウ ワイヤー固定、アンカー固定その他転倒又は盗難防止対策が講じられているもの

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であつて、次条に規定する要件を満たすものとする。

- (1) 前条第1号又は第2号に掲げる防犯対策機器
市内に所在する居住用建物又は事業用建物の所有者
- (2) 前条第3号に掲げる鍵付き固定型宅配ボックス
次のいずれかに該当する者

- ア 市内に所在する居住用建物の所有者
 - イ 市内に所在する集合住宅（10戸以上）の所有者又は管理組合
- （補助対象要件）

第4条 補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）市税等を滞納していないこと。
 - （2）今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）に規定する者でないこと。
 - （3）建物の売買を目的として補助対象事業を実施するものでないこと。
- （補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- （1）第2条各号に掲げる防犯対策機器を市内業者から購入するために要する経費
 - （2）前号に規定する機器の設置に要する経費であつて、補助対象者が市内業者に支払ったもの
- （補助金の額及び交付回数）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）屋外防犯カメラを購入し、設置する場合

購入及び設置に要する経費の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50,000円を上限とする。

- （2）モニター付きインターホン及び屋外人感センサーライトを購入し、設置する場合

購入及び設置に要する経費の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10,000円を上限とする。

- （3）鍵付き固定型宅配ボックスを購入し、設置する場合

- ア 市内に所在する居住用建物の所有者

購入及び設置に要する経費の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20,000円を上限とする。

- イ 市内に所在する集合住宅（10戸以上）の所有者又は管理組合

購入及び設置に要する経費の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、300,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、前項各号に掲げる区分ごとに、同一の申請者につき1回限りとする。

（交付申請及び請求）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象事業の完了後、今治市防犯対策機器設置補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申

請し、及び請求するものとする。

- (1) 補助対象事業の内容、購入（設置）年月日、領収金額及び領収年月日が記載された領収書その他これに類する書類
- (2) 補助対象事業の実施内容が確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請及び請求は、購入及び設置した日の属する年度の2月1日までに行わなければならない。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による申請書兼請求書を受理したときは、その内容等を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金の交付が不相当であると認めるときは、その旨を今治市防犯対策機器設置補助金不交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

この場合において、前項の規定により提出された請求書は、その提出がなかったものとみなす。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令等又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、今治市防犯対策機器設置補助金交付決定取消通知書（別記様式第3号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部について返還を命ずることができる。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、市長が指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

（関係書類の整備）

第11条 交付決定を受けた者は、補助対象経費を明らかにした書類等を整備しなければならない。

2 前項の書類等は、当該補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（免責）

第12条 市長は、この補助金の交付申請等に関して申請者と第三者との間に生じるトラブル又は損害等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

今治市防犯対策機器設置補助金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

（宛先）今治市長

今治市防犯対策機器設置補助金の交付を受けたいので、今治市防犯対策機器設置補助金交付要綱第7条の規定により、誓約事項及び同意事項を確認し、関係書類を添えて次のとおり申請（請求）します。

申請者	住所	
	氏名(法人)	
	電話番号	
	メール	
設置場所	今治市	
補助対象機器の種類	<input type="checkbox"/> 屋外防犯カメラ <input type="checkbox"/> 市内に所在する居住用建物 <input type="checkbox"/> 市内に所在する事業用建物	
	購入（設置）年月日	購入日：令和 年 月 日 設置日：令和 年 月 日
	補助対象経費	_____ 円
	交付申請（請求）額	2/3 以内（上限額 5 万円）※千円未満切り捨て _____ 円
	<input type="checkbox"/> モニター付きインターホン <input type="checkbox"/> 屋外人感センサーライト <input type="checkbox"/> 市内に所在する居住用建物 <input type="checkbox"/> 市内に所在する事業用建物	
	購入（設置）年月日	購入日：令和 年 月 日 設置日：令和 年 月 日
	補助対象経費	_____ 円
	交付申請（請求）額	2/3 以内（上限額 1 万円）※千円未満切り捨て _____ 円

補助対象機器の種類	<input type="checkbox"/> 鍵付き固定型宅配ボックス <input type="checkbox"/> 市内に所在する居住用建物	
	購入（設置）年月日	購入日：令和 年 月 日 設置日：令和 年 月 日
	補助対象経費	_____ 円
	交付申請（請求）額	2/3 以内（上限額 2 万円）※千円未満切り捨て _____ 円
補助対象機器の種類	<input type="checkbox"/> 市内に所在する集合住宅（10 戸以上）	
	購入（設置）年月日	購入日：令和 年 月 日 設置日：令和 年 月 日
	補助対象経費	_____ 円
	交付申請（請求）額	2/3 以内（上限額 30 万円）※千円未満切り捨て _____ 円
振込先 (申請者とする)	金融機関	
	銀行・金庫・農協	支店・支所・出張所
	口座名義人	フリガナ
	預金種別 普通・当座	口座番号

誓約事項、同意事項及び提出書類についてご確認いただき、申請書チェック欄にチェックマーク☑を記入してください。

誓約事項		申請書 チェック	市使用欄
【全員】			
①	申請する防犯対策機器は市内業者において購入・設置するものです	<input type="checkbox"/>	
②	市税等の滞納はありません	<input type="checkbox"/>	
③	暴力団及び暴力団員ではありません	<input type="checkbox"/>	
④	建物の売買を目的として実施するものではありません	<input type="checkbox"/>	
⑤	設置場所は、申請者自身の建物の敷地内です	<input type="checkbox"/>	
【屋外防犯カメラ設置の場合】			
⑥	近隣住民のプライバシーに配慮して設置しています	<input type="checkbox"/>	
⑦	犯罪事件の捜査や行方不明者の捜索等に際し、警察から映像データの提供依頼があった場合は協力をします	<input type="checkbox"/>	
【屋外防犯カメラ・モニター付きインターホン及び人感センサーライト設置の場合】			
⑧	市内に所在する居住用建物又は事業用建物の所有者	<input type="checkbox"/>	
【鍵付き固定型宅配ボックス設置の場合】			
⑨	市内に所在する居住用建物・集合住宅（10戸以上）の所有者又は管理組合	<input type="checkbox"/>	

同意事項		申請書 チェック	市使用欄
【全員】			
	審査のため、市税の納付状況・固定資産税台帳等を公簿により確認することに同意します	<input type="checkbox"/>	

提出書類		申請書 チェック	市使用欄
①	申請書兼請求書	<input type="checkbox"/>	
	必要事項・振込先情報を正確に記入してください		
②	購入物又は設置工事の領収書	<input type="checkbox"/>	
	宛名・購入（設置）日・購入品目・金額・業者名が記載されていること （注意）購入日・設置工事日は令和8年7月1日から 令和9年2月1日の間であること		
③	実施写真	<input type="checkbox"/>	
	全体・近景写真（インターホンは室内外両方）		
④	口座番号がわかるもの	<input type="checkbox"/>	
	通帳又はキャッシュカード（写し）		

別記様式第2号（第8条関係）

今治市指令記号第 号
年 月 日

様

今治市長

今治市防犯対策機器設置補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました今治市防犯対策機器設置補助金については、下記の理由により交付しないことと決定したので、今治市防犯対策機器設置補助金交付要綱第8条第2項の規定により、通知します。

記

【交付しない理由】

別記様式第3号（第9条関係）

今治市指令記号第 号
年 月 日

様

今治市長

今治市防犯対策機器設置補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した今治市防犯対策機器設置補助金について、
今治市防犯対策機器設置補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次の理由のとおり補助
金の交付決定を取り消したので通知します。

記

【取消しの理由】